



いよいよ読書の秋本番です!

おはなしを絵にするコンクール・夏休みの読書感想文課題図書は一人一冊、一週間での貸し出しになります。よき多め、ほかの図書より短い期間での貸し出しとなりますが、ご協力お願いします。

まだまだ残暑も厳しいですが、いよいよ読書の秋です。小説は勿論のこと、スポーツや芸術、そしてグルメに関する図書などを多数ご用意しています。ぜひ図書館に足を運んでみてください。

作品紹介



『秘密のスイーツ』

文 … はやしまりこ
絵 … いくえみ綾
発行…ポプラ社

戦時中を生きる雪子と現代に生きる理沙は、小さなタイムトンネルで結ばれ、交流を持つようになる。しかし、雪子には悲しい現実が…。
林真理子初の、児童文学作品です。一般書もあります。



『ものすごく大きなプリンの上でプリンのおきな』

文 … 二宮由紀子
絵 … 中新井純子
発行…教育画劇出版

ものすごく大きなプリンの上で、みんなでなわとびをするときは、気を付けなければいけません。だってプリンは…。とってもゆかいなおはなしです。

暮らしとホッと

—第15回—
消費生活情報

金・プラチナなどの貴金属訪問買い取りトラブル急増!

消費者の自宅を訪問し、金やプラチナなどの貴金属を使ったアクセサリーを買い取るというサービスに関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

南丹市内での情報もありますので事例と注意点を紹介します。

【事例】

- ①「不要な貴金属はないか」と業者が訪問し、「出せ、出せ」と急かすので母の形見の指輪などを見せた。業者は重さを量り、説明もなく1万円を渡し、領収書に氏名と住所を書かせ、指輪を持ち帰った。キャンセルしたいが業者の名前も連絡先も分からない。
- ②日中1人である認知症の高齢者のもとへ業者が訪れ、タンクを開けて中を探しているのを訪問したヘルパーが見つけた。追い返した。

③夜間、毎日のように金製品の買い取り業者がくる。チャイムを何度も鳴らし、対応するまでドアをたたき、仕方なく対応すると「ネックレスなどの貴金属を鑑定し買い取る」と言う。断ってもしつこく、最後は脅すような態度で怖かった。



「クーリングオフはできません」

業者が自宅に訪問して、消費者の貴金属を買い取る契約の場合、「特定商取引に関する法律」の適用はなく、クーリングオフはできません。

「トラブルに遭わないために」

- 貴金属を売るつもりがないならキッパリと断りましょう。
- 貴金属などの買い取りサービス業者(古物商)は取引の際「古物商許可証」を携帯しなければなりません。許可証の提示を求め、どのような業者か確認しましょう。
- 買い取り価格の計算根拠や、買い取り条件などが明記された書面をもらいましょう。
- 業者が来た時は家族や親しい人と一緒に対応しましょう。

■商工観光課

TEL 0771 (68) 0050